

けんぽだより

2024年10月号

健保からのお知らせ・お得情報をLINEで配信

高島屋健保de **健康エール**

今すぐLINEで友だち登録！

さっそく
登録しよう！



私たち組合員って
色々な補助や
サービスを受
けることが
できるのね！



このけんぽだよりは、ご本人だけでなく、
ご家族の皆さまも一緒にご覧ください。

<https://www.takashimaya-kenpo.or.jp/>

Google、Yahoo! から 高島屋健康保険組合 で 検索 click!!



マイナ保険証の準備はお済みですか？

本年12月2日より、新規の健康保険証は発行されなくなり、
医療機関の窓口では、マイナ保険証が必要になります。
マイナ保険証の利用登録がまだの方は、早めのご対応をお願いします。

準備
1

マイナンバーカードをまだお持ちでない方

➡ マイナンバーカードの申請をお急ぎください

オンライン申請、郵送、直接お住まいの市区町村にて申請をしてください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/apply/>

準備
2

マイナンバーカードは持っているけれど、マイナ保険証の利用登録がまだの方

➡ 以下の方法で登録をお願いします

マイナポータル

ご自身の薬剤情報や
特定健診情報なども
確認できます



病院や薬局の窓口にある カードリーダー



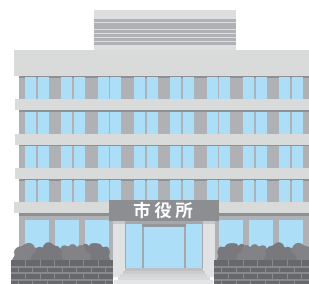
セブン銀行ATM

マイナカードをか
ざして、4桁の暗証
番号を入力するだ
けです



市区町村の窓口

職員の方が丁寧に
案内してくれます



マイナ保険証の利用にご協力ください

マイナ保険証があれば、よりスムーズに本人確認ができます。
また、あなたの資格情報を把握して、なりすましや保険証の不正利用を防止することができます。
医療機関などの業務の効率も向上するので、みんなの負担が減ることになります。
マイナ保険証の利用にご理解とご協力をお願いします。



「資格確認書」「資格情報のお知らせ」について

本年12月2日以降、マイナ保険証を持っていない方などには「資格確認書」を、マイナ保険証を持っている方には「資格情報のお知らせ」を交付する予定です。それぞれに被保険者資格の情報などが記載されています。

資格確認書

医療機関などの窓口で提示すれば、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。

資格情報のお知らせ

マイナ保険証を利用できない医療機関などでは、マイナ保険証と一緒に窓口で提示すれば、引き続き一定の窓口負担で医療を受けることができます。

現在お持ちの健康保険証についてのご注意

マイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、現在お持ちの健康保険証は、経過措置期間が終了する令和7年12月2日以降は利用できなくなりますので、早めにマイナ保険証の準備をお願いします。

マイナンバーを当健保事務の範囲内で使用する旨のお知らせです

マイナンバーを会社に提出されていない、または提出が遅れる場合、健保加入者が医療機関（病院・薬局）の窓口でオンライン資格確認ができない、といったトラブルにつながる恐れがあります。そのような中、健保組合は行政から直接マイナンバーを（JLIS照会というシステムを通じて）取得することを求められています。

つきましては、所属する会社にマイナンバー未提出の方、提出が遅れている方のマイナンバーについては、法※に基づき、健保組合にて定期的に行政システムより取得・連携させていただきますので、ご承知おきください。

※行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（提供の要求）第十四条2：個人番号利用事務実施者は、個人情報利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の9～12までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報の提供を求めることができる。

また、マイナポータルで自身の薬剤情報や特定健診情報、医療費情報を確認できるようになり、医療機関の領収書がなくても確定申告が可能になります。



▶ マイナポータルとは？

国が国民に提供するオンラインサービスです。子育てや社会保障などの行政サービスの検索やオンライン申請ができたり、行政機関等からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



特定保健指導のご案内

定期健康診断の結果はいかがでしたか？

多くの方は、すでに本年度の定期健康診断を受診されたと思いますが、健診結果はいかがでしたか？ 特定健診の結果、生活習慣病リスクがあると思われる方には、生活習慣病のサインを早期に発見し、予防のための生活改善につなげるため、当健保組合より、「特定保健指導のご案内」を10月以降に順次お送りします。

「特定保健指導」とは、専門家である相談員（管理栄養士・保健師・看護師など）と一度フランクに面談（基本はWEB利用、一部対面もあり）をしていただき、健診結果を踏まえながら、これまでの生活習慣・運動や食事習慣を振り返り、少しの意識と日常の行動を変えてみることで、健診数値の改善やそれに伴う生活習慣病リスクを減らすためのアドバイスを受けるものです。

◆以下に該当する数により対象者が選定されます

※病院などの医療機関で糖尿病・高血圧症・脂質異常症にかかる服薬治療を受けている方は、対象外となります。

A ①腹囲が 男性で85cm以上 女性で90cm以上	B ②BMI が25 以上 ③脂質異常 ④高血圧 ⑤高血糖 C ⑥喫煙している 喫煙歴がある	+	検査項目	保健指導判定値	検査結果にかかわる病気
			□腹囲 (cm)	男性:85以上 女性:90以上	肥満
			□BMI (kg/m ²)	25以上	メタボリックシンドローム
			□血圧 (mmHg)	収縮期:130以上 拡張期:85以上	高血圧症
			□血糖/空腹時または随時 (mg/dL)	100以上	糖尿病
			□HbA1c(%) (ヘモグロビンエーワンシー)	5.6以上	
			□中性脂肪 (mg/dL)	空腹時:150以上 随時:175以上	脂質異常症
			□HDL コレステロール (mg/dL)	39以下	

◆2024年の実施方法について

本年も、原則オンライン面談をご案内していきます（大阪店にご勤務の方には、合わせて事業所での面談もご案内します）。

保健指導の対象者（被扶養者の方を含む）には、10月以降ご自宅へご案内をお送りします。ぜひご参加ください。

オンライン（ICT）面談は、同封のご案内に沿ってお申し込みいただき、随時参加いただけます。

特定保健指導の費用は
全額当健保組合が負担します。
自己負担はありません。

（保健指導を受けられる場所までの交通費
やスマホなどの通信料は自己負担です）

高島屋
健康相談

ほっとライン

のご案内

詳しくは
コチラから



ちょっと気になる日常の健康、
メンタルヘルスに関するご相談など、
24時間いつでも気軽に相談できます。

高島屋 健康相談ほっとライン

通話料 無料 0120-308-173

【受付時間】24時間／年中無休

プライバシーは厳守されますので
安心してご利用ください

- こどもが急に熱を出した
- 親の介護のことで相談したい
- 妊娠中ですが、コロナが心配…等々



メンタルヘルスに関するご相談は

通話料 無料 0120-308-173

- 電話・WEBでカウンセリング
- 面談・電話継続・オンライン面談カウンセリング

直接話しづらい
ときはWEBで

<https://consult.tpec.co.jp/service/8900b0>

重篤な病気と診断された場合

通話料 無料 0120-308-008

受付／月～土 9:00～18:00
（※日曜・祝日、12/31～1/3除く）

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス

委託先:ティーパック株式会社

チームウォーキングチャレンジ2024秋 対抗 開催のお知らせ

今回も、個人参加枠がありますよ!

チームを作ってウォーキングチャレンジに参加し、特別ポイントをゲットしよう!

エントリー期間	10月1日(火)～10月15日(火)	
実施期間	10月16日(水)～11月15日(金)までの1カ月間	
ルール	チーム戦	最低2名から最大30名までで1つのチームを作り、歩数ゼロのメンバーを含めて参加者全員の1日あたりの平均歩数をカウントします。 その平均歩数の1カ月の合計で順位を競います。
	個人戦	個人でウォーキングチャレンジに参加されたい方は、当健保組合が別途指定するチームコードを使って個人戦に参加できます。 チーム戦同様、1カ月の平均歩数で順位を競います。
景品 (健康ポイント付与)	参加者全員	○本チャレンジに登録参加された方全員に100ポイント付与 (期間中に歩数カウントゼロの方は除く)
	チーム戦	①上位10位チームの構成メンバーにそれぞれ1,000ポイント付与 ②上位11～20位チームの構成メンバーにそれぞれ500ポイント付与 ③上位21～30位チームの構成メンバーにそれぞれ250ポイント付与
	個人戦	1位～3位の方:800ポイント付与 4位～8位の方:500ポイント付与 9位～15位の方:250ポイント付与

エントリー方法

※チーム戦・個人戦の両方には参加はできません。いずれかをお選びください。

※健康ポイントプログラムにまだ参加されていない方は、まずはベネワン健康アプリをダウンロードしてから本プログラムにご参加ください。



STEP1 【チーム戦】代表者がチームを作成し、10桁のチームコードを発番します。

【個人戦】当健保組合が指定する10桁の個人戦用コードを取得します。

以下のメール宛に照会いただくか、電話にて照会願います。

takakenpo-event@ad.takashimaya.co.jp

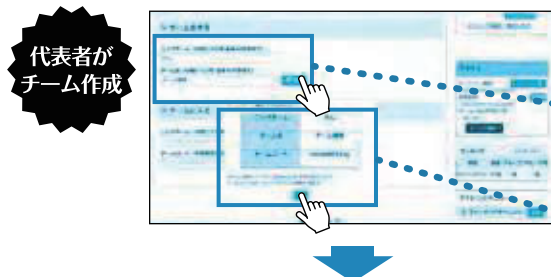
電話 06-6631-1383 ローズネット 821-5311



STEP2 【チーム戦】そのチームに参加したい方にチームコードを共有します。

【個人戦】STEP1で共有、取得です。

STEP3 【全 員】チームコードを使ってチームに入ります。



代表者が
チーム作成

まず、ウォーキングチャレンジのエントリー画面の「チーム作成・参加」をタップしてください。チームの作成、個人のエントリーとも同じ画面で入力します。

代表者のニックネームと、作成するチーム名を入力し登録をタップ。

チームコード(10桁)が作成されます。チームに参加したい方にこのコードを伝えてあげてください。



既存
チームに
参加

チームに参加したい方は、ご自身のニックネームと10桁のチームコードを「チームに入る」欄に入力して参加してください。

皆さまのご参加をお待ちしております。

本年度の人間ドック・脳ドック・法定健診・配偶者健診は お済みですか？

健康維持や病気の早期発見・早期治療のために、できるだけ定期的・継続的に人間ドックをはじめとして各種健診を受けましょう。

各種健診予約・受診は、「ハピルス健診」をご利用ください。

予約期間 2月14日(金)まで ※例年より約1カ月短い予約期間となります。

※次年度(2025年4月1日～)の予約受付は、3月1日(土)から開始予定です。

利用期間 年1回(4月～翌年3月末)

50歳、59歳の在職被保険者は、
人間ドックを無料で受診できます。

健診メニューと費用補助対象者一覧

		在職被保険者		任継被保険者		在職・任継の 被扶養配偶者		在職・任継の配偶者 以外の被扶養者	
		女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
人間ドック	対象年齢	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	×	×
	自己負担	3割		3割		3割		—	
		※50、59歳は無料		—		—		—	
脳ドック	対象年齢	40歳以上	40歳以上	40歳以上	40歳以上	×	×	×	×
	自己負担	3割		3割		—		—	
法定健診	対象年齢	会社での定期健診に 包含		20歳以上	20歳以上	20歳以上	20歳以上	20歳以上	20歳以上
	自己負担			無料		無料		無料	
婦人科検診	対象年齢	○	×	○	×	○	×	×	×
	自己負担	無料	×	無料	×	3割	×	—	

○：年齢制限なし（2025年3月末時点での年齢です）

本年度からの主な変更点

①主婦健診の案内方法が変わりました（補助内容は同様です）。

補助対象となる健診メニューは以下の3種類です。

①人間ドック（自己負担3割） ②法定健診（無料） ③婦人科検診（自己負担3割）

注1) ①と②の組み合わせはできません。それ以外は単独受診・セットでの受診ができます。

注2) ①人間ドック補助対象の年齢は40歳以上になります。

注3) ②法定健診補助対象の年齢は20歳以上になります。

②男性の被扶養配偶者への補助メニューを拡大しました。

①人間ドック（自己負担3割） ②法定健診（無料） ※いずれか1つになります

③20歳以上の在職被保険者以外の方に対し、②法定健診（無料）メニューを追加しました。

ハピルス健診の利用方法 1 予約センターへ申し込み

①受診したい健診メニュー・健診機関・予約希望日を「ハピルス健診」予約受付センターへお申し込みください。申込方法は下記①または②です。

①PC・スマホで高島屋健保専用画面にアクセス
<https://kenshin.happylth.com/takashimaya>

②電話で「ハピルス健診」予約受付センターへ
フリーダイヤル(平日・土曜/10時～18時 ※日祝・年末年始除く)

0800-9199-021

スマホから
アクセスするなら
コチラ



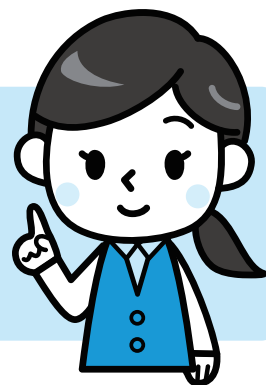
初回ログイン時のみ、加入者情報について会員登録をお願いします。登録完了後はそのまま健診機関の検索や予約が可能な画面に進みます。

②「ハピルス健診」予約受付センター(運営:㈱ベネフィット・ワン)が健診機関と日程を調整します。

③日程確定後、PC・スマホでお申し込みの方へはメールにて、電話でお申し込みの方へはハガキにて同センターからご連絡します。

ハピルス健診の利用方法 2 希望の健診機関に直接予約

希望される健診機関(「ハピルス健診」提携機関になります)に直接予約したのち、「ハピルス健診」予約センターにその旨ご連絡ください。ご連絡がないまま健診を受診した場合、補助金は支給されませんのでご注意ください。



婦人科検診については、 ハピルス健診提携機関以外での受診も可能です

ご本人が直接予約し、当健保組合HPより「婦人科検診(立替払い)申請書」を印刷して、医療機関に提出のうえ、一旦費用をお支払いください。受診後、当健保組合に立替請求してください(申請書の印刷ができない方は、当健保組合までご連絡ください)。

立替払い受診用申請書の 入手方法

当健保組合HP

各種健診のご案内

婦人科検診

申し込み方法

ここから印刷してご利用ください。印刷ができない場合は当健保組合までご連絡ください。

※人間ドック・脳ドック・法定健診については、任意の医療機関での受診はできません。
ハピルス健診提携機関での受診をお願いします。

高島屋健康保険組合 第194回 組合会報告

去る7月26日に開催されました、第194回高島屋健康保険組合組合会において、「2023年度事業報告および収入支出決算」「2023年度決算残金処分(案)」が審議され、全議案が満場一致で可決されました。

2023年度 高島屋健康保険組合事業報告

従来からの健診事業を継続するとともに、2018年度からの第2期データヘルス計画として立案した各事業を実施しました。各種健診の実施状況は、「主婦健診」「人間ドック」それぞれの受診率はやや伸び悩みましたが、特定保健指導の受診率は向上しました。また、「禁煙チャレンジ」等の事業のほか、各保健事業の認知度向上に向けLINE公式アカウント「健康エール」を立ち上げました。

2023年度 高島屋健康保険組合決算概要

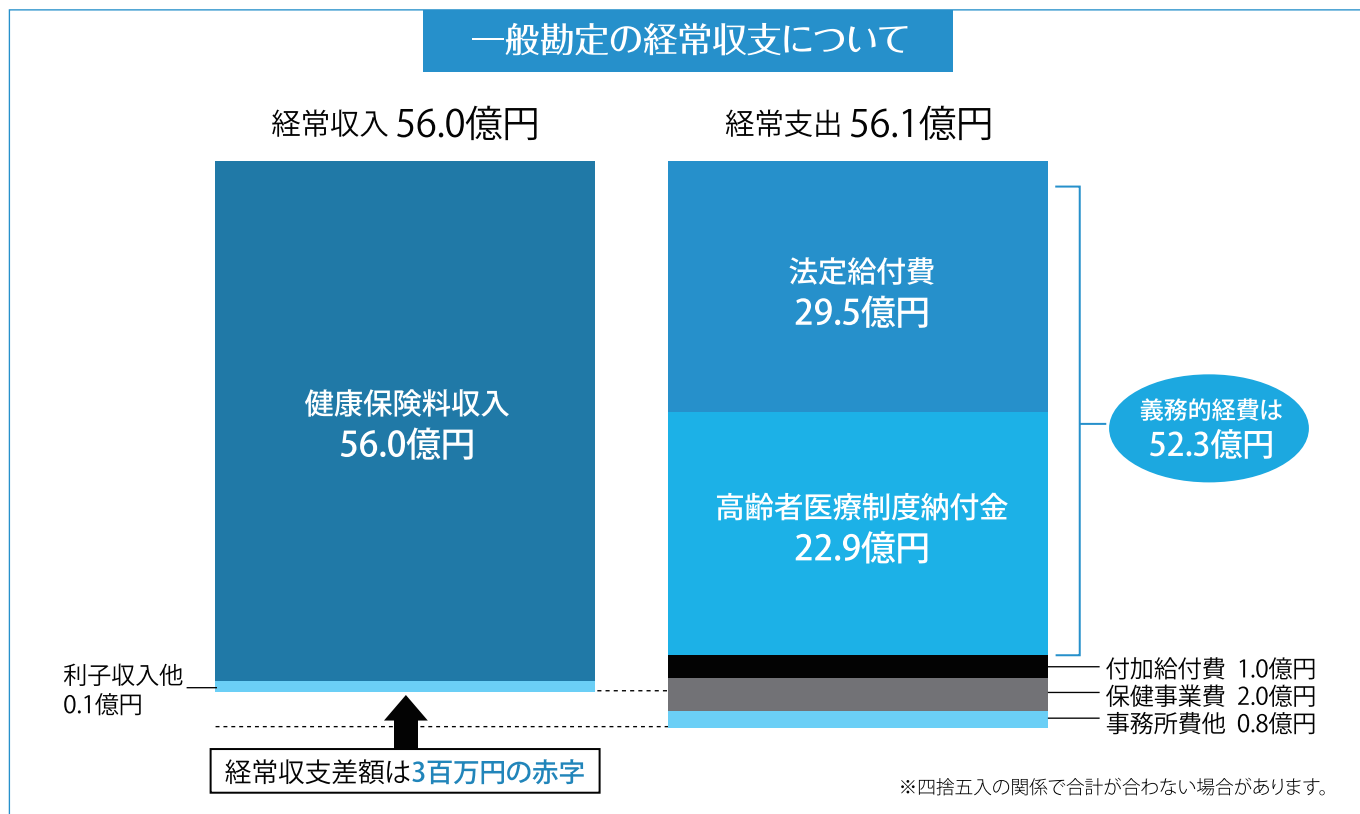
■加入者の状況

被保険者数	被扶養者数	加入者数
11,514人	4,725人	16,239人 (予算より127名減、前年より663名減)

■被保険者の平均標準報酬月額＝ 344,573円 (前年より7,038円増)

■被保険者の総標準賞与額(年間合計)＝118.4億円 (前年より5.2億円増)

一般勘定の経常収支について



保険料収入がその大半を占める経常収入は、平均標準報酬月額の増により56.0億円となりました(予算より1.7億円増)。

経常支出についてですが、法定給付費は、前年度の新型コロナ禍による通院控えの反動も一巡し、29.5億円(予算より0.2億円増、前年度より0.4億円減)となりました。また、高齢者医療制度への納付金はほぼ予算どおりの22.9億円となりました。義務的経費とされるこの二つの支出(合計52.3億円)で健康保険料収入の93%と大きな比重となっています。

疾病予防への支出である保健事業費2.0億円や付加給付費1.0億円などを含めた経常支出計は、56.1億円となりました(予算から0.5億円減)。

経常収支差額は、300万円の赤字となりました。

一般勘定の決算について

経常収支

収入	科 目	決算額 (百万円)
	健康保険料収入	5,599
	利子収入 他	5
	経常収入計	5,604

支出	科 目	決算額 (百万円)
	法定給付費	2,945
	付加給付費	96
	高齢者医療制度納付金	2,285
	保健事業費	198
	事務所費 他	84
	経常支出計	5,607
	(経常収支差額)	▲3

経常外収支

調整保険料収入	77
前年度繰越金	0
別途積立金繰入	464
財政調整事業交付金 他	145
収入合計	6,290

財政調整事業拠出金 他	77
支出合計	5,684
決算残金(収支差引)	605

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

●経常外収支と決算残金処分

別途積立金の取り崩し、調整保険料収入、財政調整事業交付金、財政調整事業拠出金などの経常外収支は差し引き6.1億円となり、これと経常収支差額の△3百万円の合計の6.1億円が2023年度の決算残金となりました。

2024年度予算への繰越金はありませんので、ここから財政調整事業繰越金(34万円)を除いた6.1億円を新たに別途積立金に計上します。

●期末の財産状況(決算残金処分後残高)

2023年度の決算残金処分後の別途積立金の残高は下記のとおりとなりました(準備金残高は前年度から増減なし)。

科 目	決算額 (百万円)
準備金	1,773
別途積立金	4,444

準備金は、突発的な保険給付費増などへの対応のために、健康保険法にて積立が義務づけられているものです。

別途積立金は、過去の決算残金の一部を積み立てているものです。単年度で財源不足が生じる場合に、その補填のために取り崩しています。

過去3年間の実績

(百万円)

一般勘定の財政状態

2023年度末の別途積立金の決算残金処分後残高は、44.4億円となります(2022年度末より4.7億円減)。

	2023年度	2022年度	2021年度
経常収入	5,604	5,583	5,759
経常支出	5,607	5,159	5,496
経常収支差額	▲3	425	263
別途積立金 (決算残金処分後残高)	4,444	4,910	4,428

介護勘定の決算について

2023年度の介護勘定の決算残金は2.1億円となりました。決算残金処分として全額を準備金に繰り入れます。

決算残金の繰り入れ後の介護勘定の準備金残高は7.3億円になります。

収入

(百万円)

科 目	決算額
介護保険料収入	979
繰入金 他	0
収入合計	979

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

支出

(百万円)

科 目	決算額
介護納付金 他	771
支出合計	771
決算残金(収支差引)	208

健保からのお知らせ・お得情報をLINEで配信

高島屋健保de 健康エール

さっそく
登録しよう！

私たち組合員って
色々な補助や
サービスを
受けることが
できるのね！



今すぐLINEで
友だち登録！



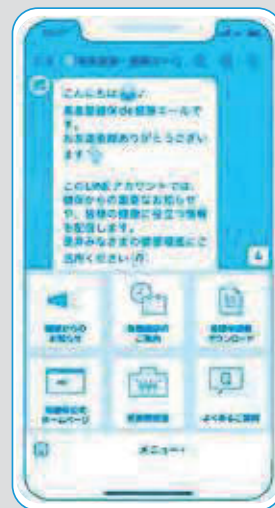
健保の重要なお知らせ見逃していませんか？

健保からの
重要なお知らせが
すぐスマホに
届く!!

健診予約
などの補助金申請
忘れを予防

生活習慣病や
がんに関する
健康知識などが
手に入る!

手続き方法も
すぐわかる!



医療費のお知らせ

KOSMO Webサービスを 見ていただいていますか？



皆さまが医者にかかったり、薬を購入したときは、必ず明細書付きの領収書を受け取り保管しておきましょう。

当健保組合では、被保険者の皆さまと当健保組合が医療機関に支払った医療費についてお知らせする「医療費のお知らせ」をWEBでご確認いただいています。新規加入者には「WEBサービスのご案内」を（前々月と前月の加入者分を）奇数月にご自宅へ郵送しています。ご案内が届きましたら、記載されている登録の手順に従って、IDおよびパスワードを登録してください。

領収書と「医療費のお知らせ」をチェックして、診察を受けたことがないのに医療費のお知らせに載っているなど、不明な点があれば、当健保組合までご連絡ください。

もし、このサービスをご利用いただいていなくて、当時（2018年以降入社の方は入社3カ月以内に）ご自宅にお送りした「WEBサービスのご案内」をなくされた方や、ID・パスワードを忘れた方は、当健保組合までお知らせください。仮ID・仮パスワードを再発行します。

年間医療費通知の
紙配布は
実施していません

前述のWEBサービスによる「医療費のお知らせ」を印刷していただき、確定申告時に医療費の明細書として使用できますので、必要の際はご利用ください。

ただし、「医療費のお知らせ」に記載のない医療費については、領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成する必要があります。

※確定申告で医療費控除を受ける予定の方で、ご自宅などにPC環境がなく、「医療費のお知らせ」を印刷できない方は、当健保組合までご連絡ください。

高島屋健康保険組合 保険給付のあらまし

(2024年10月1日現在)

		法定給付 (健康保険法で決められた給付)	付加給付 (当健保組合が法定給付にプラスして支給する独自の給付)
本人 (被保険者)	病气やけがをしたとき	療養の給付	一部負担還元金
		★療養費	
		高額療養費(※1)	合算高額療養費付加金
		訪問看護療養費	訪問看護療養費付加金
		入院時食事療養費	—
		★移送費	
		★高額介護合算療養費	—
	病气やけがで働けないとき	★傷病手当金(※2)	傷病手当金付加金
	出産したとき	★出産手当金	出産手当金付加金
		★出産育児一時金	
	死亡したとき	★埋葬料(費)	—

◆傷病手当金・出産手当金の「算定の基礎となる日額」の算出方法

被保険者期間が1年以上の場合	支給開始日の属する月以前の直近の継続した12カ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の1/30に相当する額	
被保険者期間が1年未満の場合	右のいずれか少ない額	支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の1/30に相当する額
		高島屋健康保険組合の平均標準報酬月額の1/30に相当する額 (2024年度の平均標準報酬月額は340千円で、その1/30に相当する額は11,330円)

		法定給付 (健康保険法で決められた給付)	付加給付 (当健保組合が法定給付にプラスして支給する独自の給付)
家族 (被扶養者)	病气やけがをしたとき	家族療養費	家族療養費付加金
		★家族療養費	
		家族高額療養費(※1)	合算高額療養費付加金
		家族訪問看護療養費	家族訪問看護療養費付加金
		家族入院時食事療養費	—
		★家族移送費	
		★高額介護合算療養費	—
	出産したとき	★家族出産育児一時金	—
	死亡したとき	★家族埋葬料	—

★は申請が必要な給付です。

申請手続きは各事業所窓口で行ってください(申請書は当健保組合のHPより印刷できます)。ただし、出産育児一時金(家族出産育児一時金)は申請が不要な場合があります。

※1 医療機関窓口で自己負担額が一定の額を超えたときには、その超えた額が高額療養費・家族高額療養費として後日還付されます。また、自己負担額が高額になりそうな場合に、事前に「限度額適用認定証」を提示することで、医療機関窓口では自己負担限度額だけ支払えばよいという制度があります。

※2 ただし、有給休暇や老齢年金、障害年金の受給、その他の収入や額により減額される場合があります。

医療費の自己負担限度額 (70歳未満、同一月1カ月あたり)		
㉞ 標準報酬月額 83万円以上	252,600円+	(総医療費-842,000円)×1% ※<140,100円>
㉟ 標準報酬月額 53~79万円	167,400円+	(総医療費-558,000円)×1% ※<93,000円>
㊱ 標準報酬月額 28~50万円	80,100円+	(総医療費-267,000円)×1% ※<44,400円>
㊲ 標準報酬月額 26万円以下	57,600円	※<44,400円>
㊳ 低所得者 (住民税非課税世帯)	35,400円	※<24,600円>

※< >内は多数回該当(同一世帯が直近1年間ですでに3回以上高額療養費を支給されている場合の4回目から)の自己負担額です。

詳しくはこちらから

高島屋健康保険組合HP「保険料と保険給付」のページをご覧ください。



